理容所・美容所の構造設備（記載例）

⑦【洗髪設備】
専用の流水設備
陶器等の不浸透性材料を使用し、洗髪に十分な大きさを有し、汚水が完全に排水できる構造
※まつ毛エクステ専門店の場合は設置不要

⑧【消毒済み器具保管場所】
密閉された場所に保管

⑨【消毒設備】
例）紫外線消毒器
エタノール

⑩【器具等の洗浄設備】
流水設備。ステンレス、陶器等の不浸透性材料で、汚水が完全に排除できる構造

⑪【汚物箱】【毛髪箱】
蓋付きで各々別に備える

⑫【換気設備】
炭酸ガス濃度 5㎤／ﾘﾄﾙ(5,000ppm)以下
（衛生管理要領：炭酸ガス濃度 1,000ppm 以下が望ましい）

・常に清潔に保つ
・器具類及び布片類は十分な量を用意
・使用する水は清浄なもの
・排水は適正に処理

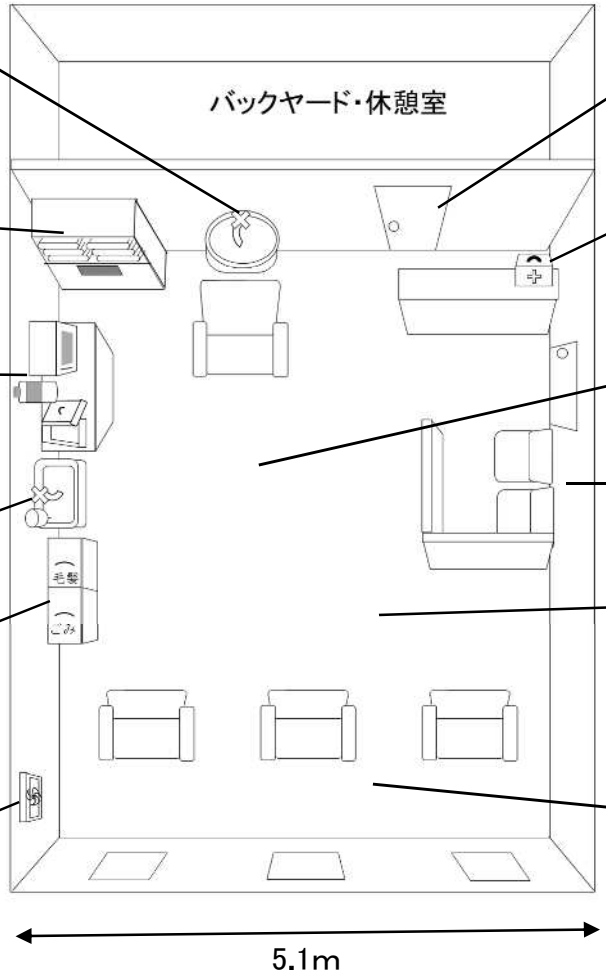

作業場面積
5.1m×7.2m＝36.7 ㎡

⑥【居室、休憩室等との区画】
作業に直接関係ない場所から壁やドア等で区画
※原則、床から天井までの区画

⑤【救急箱】
外傷に必要な薬品、衛生材料

④【採光、照明】
作業面で 100 ルクス以上
（衛生管理要領：300 ルクス以上が望ましい）

③【待合設備】

②【床面・腰板】
コンクリート、タイル、リノリューム、板等の不浸透性材料

①【作業場の床面積】
（理容所）11.55 ㎡以上
（美容所）13.2 ㎡以上
※トイレ・休憩室は作業場の面積に含まない

問合せ先
神奈川県平塚保健福祉事務所環境衛生課
TEL：0463−32−0130（代）